

証明予定事実記載書 2

令和2年6月30日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行 

被告法人大川原化工機株式会社，被告人大川原正明，同相嶋静夫，同島田順司
に対する 関税法違反，外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき，検察官が
証拠により証明しようとする事実は，下記のとおりである。

記

第1 令和2年6月15日付け追記訴状の公訴事実に係る犯行に至る	主な証拠
<p>経緯等</p> <p>同年5月18日付け証明予定事実記載書第1のとおりである。</p>	<p>甲52, 54～ 57, 61</p>
<p>第2 令和2年6月15日付け追記訴状の公訴事実に係る犯行状況等</p> <p>各公訴事実記載のとおりである。</p>	<p>甲37～50</p>
<p>第3 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5の2イないしハ（以下「貨物等省令3要件」という。）の解釈について</p>	
<p>1 貨物等省令3要件の定め</p> <p>イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの</p> <p>ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの</p>	<p>甲1, 39</p>
<p>ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの</p>	<p>甲2, 28～3</p>

2 経済産業省の通達である、「輸出貿易管理令の運用について」 0, 70~72
は、貨物等省令3要件の用語の解釈について、以下のように定め
ている。

ア 貨物等省令3要件ロの「最小の部分品の変更」とは、噴霧ノ
ズルの交換を含む。

イ 貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌することができるも
の」とは、物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物
質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あ
るいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊するこ
とができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するた
めの洗浄処理のみができるものは含まれない。

3 また、貨物等省令3要件ハの「定置した状態で」とは、オース 甲28~30,
トラリア・グループにおける規制案（英文）の「in situ」を邦 甲70~72
訳したものであり、「装置を分解せず、組み立てた状態で」とい
う意味であると解される。

第4 令和2年3月31日付け起訴状の公訴事実及び同年6月15日 付け追記訴状の公訴事実第1に係る噴霧乾燥器（機種RL-5。 以下「RL-5」という。）が貨物等省令3要件の定める仕様を 満たすこと

1 貨物等省令3要件イについて 甲4, 5

ア RL-5の製品カタログ、仕様書には、1時間当たりの水分
蒸発量が7キログラムから10キログラムである旨記載されて
いる

イ RL-5の同型機を使用している会社による実際の使用状況
下における水分蒸発量は、1時間当たり2.2キログラムであ
る。

2 貨物等省令3要件ロについて 甲4, 6, 7

ア RL-5の製品カタログには、被告会社が開発した平均粒子
径10マイクロメートル以下の微粒子を製造することが可能な
「ツインジェットノズル」を搭載したモデルである旨記載され
ている。

イ RL-5の同型機を使用している会社は、同型機により、最小で平均粒子径0.294マイクロメートルの製品を製造可能である。

3 貨物等省令3要件ハについて

ア 乾熱滅菌器を利用した実験によれば、芽胞（増殖に適さない環境になったときに形成される、耐久性の高い特殊な細胞構造）を形成しない細菌の代表である大腸菌及び芽胞を形成する細菌の代表であるウェルシュ菌が、摂氏110度、2時間の乾熱処理で死滅することが確認できた。また、別の実験では、腸管出血性大腸菌O157が、摂氏90度、2時間の乾熱処理で死滅することが確認できた。なお、一般に、芽胞を形成しない細菌よりも芽胞を形成する細菌の方が熱に強い性質を有している。

甲10～13

甲8, 9

イ RL-5と同型機を使用し、同型機内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし、稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ、摂氏110度以上を約5時間、摂氏90度以上を約6時間30分、最高で摂氏117度以上を約3時間維持できることが確認された。

第5 令和2年6月15日付け追記訴状の公訴事実第2に係る噴霧乾燥器（機種L8-i。以下「L8-i」という。）が貨物等省令3要件の定める仕様を満たすこと

甲40, 67

1 貨物等省令3要件イについて

ア L8-iの製品カタログには、1時間当たりの水分蒸発量が3キログラムである旨記載されている。

イ L8-iの出荷前製品検査において、1時間当たりの水分蒸発量が3キログラムであることが確認された。

甲41, 42,

67,

2 貨物等省令3要件ロについて

ア L8-iの同型機を使用している大学研究室では、回転数等を調整することで、平均粒子径6.4～6.6マイクロメートルの製品を製造可能である。

イ L8-iは、容易に、噴霧ノズルを、第4, 2, ア記載の

「ツインジェットノズル」（平均粒子径10マイクロメートル以下の微粒子を製造することが可能なもの）に付け替えることが可能である。 甲43

3 貨物等省令3要件ハについて

ア 前記第4, 3, アと同じ。

イ L8-iと同型機を使用し、同型機内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし、稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ、最低温度箇所において、摂氏110度以上を約3時間30分維持できることが確認された。

以 上